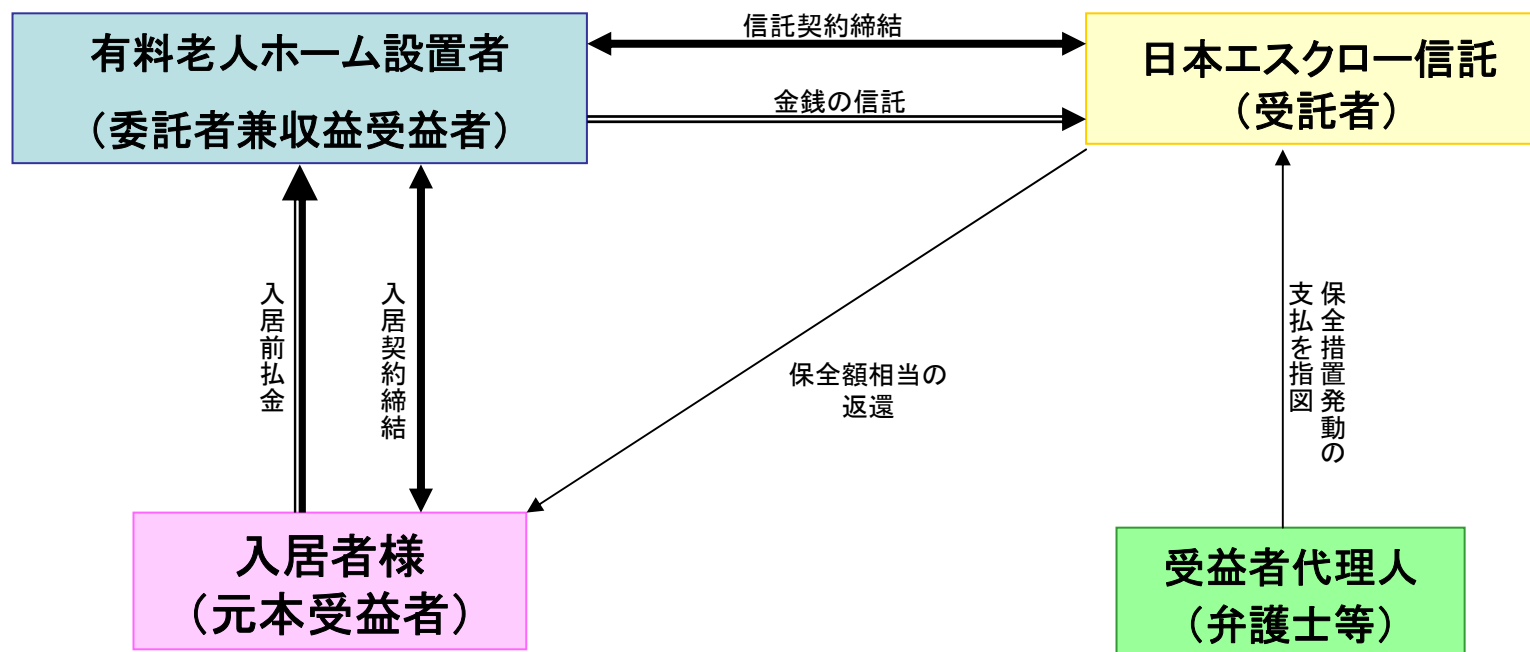


有料老人ホームの入居前払金保全スキーム



1. 信託契約締結の目的

有料老人ホームの入居者様よりお預かりする前払金のうち(※1)法令が定める(※2)要保全金額相当の金銭について、信託勘定で分別して管理することにより、有料老人ホーム設置者の信用リスクの影響を回避するものです。

この前払金の保全措置を講じなければ、都道府県に有料老人ホームの事業申請が受理されません。

(※1)法令 ……老人福祉法施行規則第1条の13及び第20条の10

厚生労働省告示第266号「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」

(※2)要保全金額 …前払金のうち、あらかじめ契約で定めた予定償却期間のうち残存する期間に係る額、又は500万円(1室)のいずれか低い方の金額以上の金額をいう。

2. 信託契約の概要

有料老人ホーム設置者を委託者兼収益受益者、入居者様を元本受益者とするエスクロー信託です。

- ①有料老人ホーム設置者は、当社と金銭信託契約を締結し、要保全金額相当の金銭を信託します。
- ②当社は金銭信託の受託者として、信託期間中の金銭の管理を行います。運用は有料老人ホーム設置者の指図に従い、定期預金等で運用され、その収益は有料老人ホーム設置者に交付されます。
- ③有料老人ホーム設置者は、要保全金額を確認し、実保全金額に不足が発生した場合は追加信託を行います。
- ④有料老人ホーム設置者が万が一破綻した場合等は、保全措置発動として、元本受益者を代表する受益者代理人が入居者様への保全額相当の支払の指図を受託者に対して行います。